

日本気象学会

昭和40年度春季総会提出議題

1. 定款および細則の一部改正に関する件

(1) 外国会員の設定に関する事項

(提案理由)

従来外国会員の位置が明らかでなかったために、学会運営上不明確な点が多かった。これを是正するために定款および細則の一部を改正したい。

① 定款第6条の通常会員の項を次のように改正する。
「1. 通常会員 日本の国籍を有し、この法人の目的に賛同し、次の区分により会費を納める者」(以下略)。

② 定款第6条の2に新たに次の項を追加する。
「2. 外国会員 日本以外の国籍を有し、この法人の目的に賛同し、会費年額8米ドル相当額を納める者」

③ 定款第6条の2, 3, 4をそれぞれに3, 4, 5に繰り下げる。

④ 定款第6条の3, 団体会員の一部を削除し、次のように改正する。

「3. 団体会員 この法人の目的事業に賛同し、会費年額10金1,800円以上を納める団体」

⑤ 定款第6条の5を次のように改正する。

「5. 名誉会員 この法人に対し、とくに功労のあった通常会員、および外国会員のうちから、総会の議決をもって推薦する者」

⑥ 定款第7条を次のとおり改正する。

「通常会員になろうとする者は、通常会員1名の紹介により入会金100円を添えて入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。外国会員になろうとする者は、通常会員1名または外国会員1名の紹介により、入会金1米ドル相当額を添えて入会申込書を提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。入会を認められた通常会員または外国会員は、ただちに会費半年分を納めなければならない。(以下略)」

⑦ 細則第2条を次のように改正する。

「第2条 この法人に通常会員または外国会員として(以下略)」

⑧ 細則第2条の2項に新たに次の項を追加する。

「2. 通常会員の場合は本籍、外国会員の場合は国籍」

⑨ 細則第2条の2～6を3～7に繰り下げる。

⑩ 細則第2条の7を次のように改正する。

「7. 紹介者氏名(通常会員希望の場合は通常会員、外

国会員希望の場合は通常会員または外国会員の紹介によること)」

⑪ 細則第4条を次のように改正する。

「第4条 新たに入会した通常会員または外国会員は、(以下略)」

⑫ 細則第6条の1を次のように改正する。

「(前略)」

九州地区(山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄)1名」

(2) 気象集誌だけを希望していたA会員のB会員へのふり替えに関する事項

(提案理由)

学会運営上の広報誌としての天気の情報上、これをすべての通常会員に配希したいためと、あわせて機関誌搬送上の能率化をはかり、他面、財政上の困難を多少軽減したいため、細則の一部を改正したい。

⑬ 細則第15条を次のように改正する。

「第15条 本会は機関誌として気象集誌および天気を発行する。ただし学会運営上に必要な事項は、すべて天気に公示する。(以下略)」

⑭ 第17条を(1)との関連において次のように改正する。

「名誉会員および通常会員のうち、B会員には天気および気象集誌を無償で配布する。外国会員および団体会員には、その希望に従い、天気または気象集誌の何れかを無償で配布する。ただし外国会員が天気および気象集誌をともに希望する場合は、さらに年額8米ドルに相当する会費を納めるものとする。通常会員のうちA会員には、天気を無償で配布する」

2. 気象学の長期計画に関する件

(提案理由)

気象学の長期計画委員会の提出による第3次草案(天気2月号所載)を日本気象学会の正式案件としたい。

3. 境界層と乱流に関する国際シンポジウムに関する件

(提案理由)

上記シンポジウムが、昭和41年9月に京都で行なわれるが、これには出席者に制限があるので、これに先立って、東京でオープン講義と当学会の主催で開催したい。会期は約2日間くらいを予定したい。